

## NTT ファイナンスビジネスカード会員規約

### 一般条項

#### 第1条（法人会員およびカード使用者）

1. NTT ファイナンス株式会社（以下「当社」という）に本規約を承認の上、入会申込みをした法人または非法人たる団体等（以下総称して「法人等」という）のうち、当社が適格と認めたものを法人会員とします。
2. 法人会員は、法人等の代表者、および法人等に所属する代表者以外の役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に使用する者を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、法人会員は使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項の内容を示し、承認を得るものとしします。

#### 第2条（カード利用代金債務）

1. 法人会員は、法人会員に対して貸与されたすべてのカード（以下「全カード」という）の利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとしします。
2. 使用者は、使用者に貸与されたカードのカードショッピング利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ法人会員と連帯して支払いの責を負うものとしします。
3. 当社が法人会員または使用者に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとしします。

#### 第3条（カード利用目的）

1. 法人会員は、法人等にとって営業のためにもしくは営業として締結する売買契約または役務提供契約に基づいて、加盟店に対し負担する金銭債務を決済するためにカードを利用することができ、これ以外の目的で利用しないものとしします。
2. 法人会員は本規約に基づく取引が割賦販売法の適用を受けないことを確認します。

#### 第4条（連帯保証）

1. 法人会員の連帯保証人は、カードショッピングの利用に基づく一切の支払債務を保証し、極度額の限度で法人会員と連帯してその履行の責任を負うものとしします。保証債務の極度額は、[入会申込時の申込書面またはショッピング利用枠増額申請時の申込書面]で定めるものとしします。
2. 法人会員の連帯保証人は、法人等の代表者としします。
3. 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとしします。
4. (1) 法人会員は、以下の情報をすべて連帯保証人に提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に表明および保証します。
  - ア 財産および収支の状況
  - イ 主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
  - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容(2) 連帯保証人は、法人会員から前号の情報すべての提供を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。
5. 法人会員は、当社が連帯保証人に対して、法人会員の当社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。
6. 法人会員の代表者が変更になった場合は、法人会員は、遅滞なく連帯保証人の変更を当社所定の手続きにより届け出るものとしします。この場合において、新たな連帯保証人は、法人会員が当社に対して負担する一切の債務について、当社が変更の届出を承認した日から、極度額の限度で法人会員と連帯して保証債務を負うものとしします。また、元の連帯保証人は、当該承認日をもって連帯保証人としての地位を脱退し、その時点で発生している債務も含めて保証債務を免除されるものとしします。
7. 連帯保証人が法人会員の代表者でなくなった場合でも、前項の届出がない場合には、引き続き第1項に定める責任を負うものとしします。

#### 第5条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、法人会員に対し、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に印字したクレジットカード（以下「カード」という）を使用者ごとに各1枚発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード表面に印字された使用者本人以外使用できません。また、法人会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、違法な取引に使用してはなりません。なお、法人会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、保管・管理するものとします。法人会員は、カード発行後も、届出事項（第23条第1項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。
3. カードの所有権は当社に属しますので、法人会員および使用者が第三者にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を第三者に使用させ、もしくは使用のために占有を移転させてはなりません。
4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、法人会員または使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用された場合、当社に対しては法人会員が直接責任を負うものとし、使用者は、当該使用者に対して貸与されたカードのショッピングの利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ、法人会員と連帯して支払の責を負うものとします。法人会員および使用者は、当社から法人会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとするに同意します（以下同じ）。

#### 第6条（暗証番号）

1. 当社は、法人会員または使用者より申し出のあったカードの暗証番号（4桁の数字）を所定の方法により登録します。ただし、申し出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 法人会員および使用者は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、カードの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、法人会員が直接責任を負うものとし、使用者は、当該使用者に対して貸与されたカードのショッピングの利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務についてのみ、法人会員と連帯して支払の責を負うものとします。

#### 第7条（年会費）

1. 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとします。
2. 年会費のお支払い方法は、カード利用代金と同様とします。
3. すでにお支払い済の年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格が取り消しとなった場合を除き、返却いたしません。

#### 第8条（カードの機能）

使用者は、次の加盟店においてカードを利用してカードショッピングを行うことができます。

- （1）当社と契約した加盟店
- （2）VISA インターナショナルサービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）と提携した銀行またはクレジットカード会社（以下総称して「提携クレジットカード会社」という）と契約した加盟店

#### 第9条（付帯サービス等）

1. 法人会員および使用者は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用できます。法人会員および使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容については、別途当社から法人会員および使用者に対し通知します。
2. 法人会員および使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾します。
3. 法人会員および使用者は、当社が必要と認めた場合、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することをあらかじめ承諾します。

4. 法人会員および使用者は、第 16 条に定める退会をした場合、または第 17 条に定める会員資格を取消された場合、付帯サービス（退会前もしくは会員資格取消前に取得済の特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

#### 第 10 条（カードのご利用枠）

1. カードご利用枠は、当社が所定の方法により定めるものとし、法人会員は、その未決済残高がカードご利用枠を超えない範囲で利用できます。法人会員がこのカードご利用枠を超えてカードを利用した場合も、法人会員は当然にその支払いの責を負うものとします。なお、当社に支払うべき債務のうち第 36 条に定める海外キャッシング（一括）の返済元金は、第 12 条第 1 項で法人会員が指定する決済口座からの引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、本条に定める未決済残高に含めるものとします。
2. カードご利用枠は、法人会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には特段の通知を要せずこれを減額できるものとします。
  - (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
  - (3) 法人会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査の上当社が必要と認めた場合
3. 本条に定める利用枠は、第 2 項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合はこれを増額できるものとします。ただし、法人会員がカードご利用枠の増額を希望する場合は、当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。

#### 第 11 条（複数枚カード保有における特約）

当社は、法人会員が当社から貸与された他のカードを所持している場合、前条のカードご利用枠を各々のカード毎に定めたカードご利用枠の合計額ではなく、すべてのカードを合算して別途定める金額とすることができるものとします。

#### 第 12 条（代金決済）

1. 法人会員が当社に支払うべきカード利用代金、手数料など本規約に基づく一切の債務は、法人会員が指定した法人会員名義の預金口座から口座振替、または法人会員が指定した法人会員名義の通常貯金（以下預金口座、通常貯金を総称して「決済口座」という）から自動払込の方法により支払うものとします。

ただし、当社が適当または必要と認めた法人会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等、別途定めた方法により支払うものとします。
2. 当社に支払うべき債務は、毎月末日に締め切り、翌月 25 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）（以下「支払期日」という）に支払うものとします。なお、支払期日における債務は、前月末日の締切日までに、利用代金債権の当社への譲渡手続または立替払いの当社への請求手続が終了したものが対象となります。
3. 法人会員の決済口座の残高不足等により、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込ができない場合、法人会員は当社の指定する日時・場所・方法で支払うものとします。また、支払期日以降の任意の日において、法人会員が当社に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替または自動払込ができるものとします。
4. 法人会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落としまたは自動払込にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。
5. 再振替等にかかる費用は、当社が別途定める額とします。
6. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算の上、第 1 項ないし第 3 項の定めによりお支払いいただきます。ただし、海外キャッシング（一括）については、海外取引関係事務処理経費を加えません。

#### 第 13 条（ご利用明細）

1. 当社は、前条に定める法人会員の毎月の支払額およびその内訳（以下「ご利用明細」という）を、支払期日までに、法人会員が指定する次のいずれかの方法により、法人会員に通知します。指定がない場合には、(1)の方法により通知します。

(1) 法人会員の届出住所宛郵送

(2) インターネット上の特定ページへの表示

(3) Eメール等の電子メールによる通知

((2)(3)および(2)(3)を併用した方法を総称して以下「Web明細」という)

2. 法人会員が前項に基づき通知を受けたご利用明細 (Web明細を含む) の内容に異議がある場合、通知を受けた後 10 日以内に当社に申し出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は、ご利用明細を通知しない場合があります。

3. 使用者は、使用者のご利用内容一覧を当社が法人会員に対して送付することに、あらかじめ同意します。

4. ご利用明細 (Web明細を含む) 到達の有無にかかわらず、法人会員は当社に対する本規約に基づく一切の債務を免れることはできないものとします。

5. Web明細を法人会員が指定した場合、法人会員は本規約のほか当社が別途規定する会員専用 Web サービスの利用に関する規約等を遵守するものとします。

6. 法人会員は、当社発行のビジネスカードに関し、ご利用明細の発行および送付に係る手数料として当社が定める額を支払うものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は、法人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。

(1) Web明細の場合

(2) NTTファイナンス Biz カードゴールド、NTTファイナンス Biz カードゴールド for Owners の場合

(3) ご利用明細に、ショッピング利用代金のうち、支払方法が 2 回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるものが含まれる場合

(4) ご利用明細に、海外キャッシング (一括) によるご利用代金が含まれる場合

(5) 前各号のほか、当社が発行手数料の支払いを要しないと別途認める場合

#### 第 14 条 (支払金等の充当順序)

法人会員または使用者の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない場合、法人会員または使用者への通知なく当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議を述べないものとします。

#### 第 15 条 (費用の負担)

法人会員または使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### 第 16 条 (退会)

1. 法人会員が退会する場合、全カードを、所定の届出用紙により当社に届け出る等当社所定の方法によるものとし、カードは当社の指示する方法に従い、返却または裁断の上破棄するものとします。この場合、法人会員は、全カードの債務の全額を直ちに支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合は、債務の全額について第 12 条の定めによりお支払いいただく場合があります。

2. 使用者のみが退会をする場合、退会する使用者のカードを、所定の届出用紙により当社に法人会員から届け出る等当社所定の方法によるものとし、当該カードは当社の指示する方法に従い、返却または裁断の上破棄するものとします。

この場合、法人会員は、当該使用者の債務全額を直ちに弁済していただくことがあります。

#### 第 17 条 (カード利用のお断り、一時停止ならびに会員資格および使用者資格の取消等)

1. 当社は、法人会員または使用者がカードを第 10 条に定めるカードご利用枠を超えて利用した場合または利用しようとした場合、カードご利用枠の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、または延滞が発生する等の利用代金の支払い状況等の事情によってはカードの利用をお断りすることがあります。

2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性がある当社が判断した場合、法人会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピング、海外キャッシング (一括) の全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。

3. 法人会員または使用者が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他不審な場合などには、当社は加盟店等を通じて次の(1)または(2)の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。加盟店からカード回収の要請があったときは、法人会員または使用者は異議なくこれに応じるものとします。

(1) カードの回収

(2) カードショッピング、海外キャッシング(一括)の全部またはいずれかの停止

4. 当社は、法人会員の信用状況等に応じて、審査の上必要と認めた場合、海外キャッシング(一括)の利用を停止することができるものとします。

5. 当社は、貸金業法に基づき、法人会員に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、海外キャッシング(一括)の利用を停止することができるものとします。

6. 法人会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員として不適格と認めた場合、当社は通知・催告なく法人会員資格を取消することができるものとします。また、使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において使用者として不適格と認めた場合、当社は通知・催告なく当該使用者の使用者資格を取消することができるものとします。

(1) 虚偽の申告をした場合

(2) 本規約のいずれか一つにでも違反した場合

(3) 年会費、カード利用代金、当社とのリース契約・割賦販売契約に基づく代金など、当社に対する債務の履行を怠った場合

(4) 第18条第1項または第2項に該当するような法人会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

(5) 換金を目的とした商品購入の疑い等、カードの利用状況が不審または適当でないと当社が判断した場合、法人会員がカードを違法または不正な取引に利用した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合

(6) カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続き等カードの発行に重大な支障をきたす事項の手続きが完了しない場合

(7) 使用者が死亡した場合

(8) カード有効期限満了前の一定期間にカード利用がない場合

(9) 法人会員(法人等の役員等を含む)または使用者が、①暴力団、②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧前記①から⑦の共生者、⑨その他①から⑧に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次のイからホのいずれかに該当した場合

イ暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(10) 法人会員または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為

(11) 第11項第1号または第23条第4項の調査等に対し合理的な理由なく応じない場合、または虚偽の回答をした場合

(12) 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、他のカードにつき、前各号に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

7. 法人会員は、前項により、法人会員資格を取消された場合、直ちに全カードを当社に返還するものとします。また、法人会員は、使用者が使用者資格を取消された場合は、直ちに当該使用者のカードを当社に返還するものとします。また、法人会員資

格または使用者資格が取消された場合、法人会員または使用者は当社に対する法人会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。

8. 法人会員が会員資格を喪失した場合、当該法人会員にかかるすべての使用者もあわせて会員資格を喪失するものとし、使用者は直ちにカードを当社に返還するものとします。
9. 当社は、法人会員および使用者が第 6 項により法人会員資格または使用者資格を取消された場合、加盟店等にカードの無効を通知または登録できるものとします。また、法人会員および使用者は、加盟店等を通じてカードの返還を求められた場合、直ちに当該カードを返還するものとします。
10. 法人会員および使用者は、法人会員または使用者の会員資格あるいは使用者資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について、すべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第 2 条に定める範囲に限られるものとします。
11. (1) 当社は、犯罪収益移転防止法に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。  
(2) 法人会員は、法人会員の実質的支配者が外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者またはそれらの者の家族である場合は、直ちに当社へ申告するものとします。当社が本号の事実を法人会員からの申告その他の方法で知った場合、当社は法人会員に対し、海外キャッシング（一括）の利用の都度、犯罪収益移転防止法に従い取引時確認を求め、法人会員はこれに応じるものとします。当社は、この取引時確認が完了するまで海外キャッシング（一括）の利用を停止することができるものとします。

#### 第 18 条（期限の利益の喪失）

1. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産、民事再生もしくは会社更生の手続開始の申立てがあったとき、または清算にはいったとき
  - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
  - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
  - (4) 当社に対する債務の履行を怠った場合
2. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
  - (1) 当社が所有権を留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を行ったとき
  - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
  - (3) その他法人会員の信用状態が悪化したとき
3. 法人会員は、法人会員または使用者が前二項のいずれかの事由に該当したことを知ったときは、直ちにその事由について当社に通知するものとします。
4. 法人会員は、前条第 6 項の規定（ただし、前条第 6 項第 9 号または第 10 号の事由に基づく場合を除きます）により法人会員資格を取消された場合、当社の請求により一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに全カードの債務の全額を支払うものとします。
5. 法人会員は、前条第 6 項第 9 号または第 10 号の事由により法人会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
6. 法人会員は、前条第 6 項の規定（ただし、前条第 6 項第 9 号または第 10 号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格

を取消された場合、当社の請求により当該使用者のカードにかかる一切の債務についての期限の利益を失い、直ちに当該使用者のカードの債務の全額を支払うものとします。

7. 法人会員は、前条第6項第9号または第10号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

#### 第19条（紛失・盗難・偽造）

1. カードまたはカード情報が紛失、盗難、詐取、横領等（以下総称して「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、法人会員は、そのカードまたはカード情報の利用により発生する利用代金についてすべての支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与された自己名義のカードのショッピング利用代金についてのみ、法人会員と連帯して支払いの責任を負うものとします。
2. 法人会員および使用者は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、すみやかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。
3. 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、法人会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、法人会員または使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について法人会員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金について故意または過失のある法人会員および使用者が支払いの責を負うものとします。
5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、法人会員および使用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第20条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、法人会員および使用者がカードまたはカード情報を紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察および当社への届け出がなされたときは、これによって法人会員および使用者が被るカードの不正利用による損害をてん補します。  
ただし、てん補される範囲はカードショッピングの利用代金に限るものとします。また、当社とのリース契約・割賦販売契約に基づく代金をカード決済している場合、これらの代金については含みません。
2. 保障期間は、当社が別に指定する加入日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
  - (1) 法人会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害
  - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
  - (3) 使用者本人、使用者の家族、同居人、当社から送付したカードの受領に関しての代理人、留守人その他の使用者の委託を受け身の回りの世話をする者など、使用者の関係者自らの行為または加担した不正利用に起因する場合
  - (4) 第4項の義務を法人会員が怠った場合
  - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6) カードショッピング、海外キャッシング（一括）の暗証番号の入力を伴う取引についての損害
  - (7) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
  - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (9) その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 法人会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合には、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。
5. 法人会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 法人会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して法人会員が保有する一切

の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、法人会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。

7. 法人会員は、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

#### **第21条（カードの再発行）**

カードは、当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

#### **第22条（カードの有効期限）**

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. 当社が引続き法人会員資格および使用者資格の継続を認める場合で、かつ有効期限の2ヵ月前までに申し出がない場合、有効期限満了前に、新しい有効期限を記載したカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3. 法人会員または使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。
4. 有効期限経過後といえども、カード利用による支払いについては本規約を適用するものとします。

#### **第23条（届出事項の変更等）**

1. 法人会員は、当社に届け出た氏名、住所、連絡先、決済口座、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、その他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合、当社への電話での連絡により届け出ることできます。
2. 前項の届出がされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員および使用者は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 当社が法人会員または使用者に対し発した通知または送付書類その他のものであって、当社に届け出があった住所または第1項に基づき変更の届け出のあった住所宛に差し出されたものは、通常到着すべきときに法人会員または使用者に到着したものとみなし、法人会員または使用者は不着または延着によって生じた損害または不利益を主張できません。
4. 法人会員が第17条第6項第9号または第10号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、法人会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、法人会員はこれに応じるものとします。
5. 当社は法人会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても法人会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

#### **第24条（合意管轄裁判所）**

法人会員または使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、法人会員の本社所在地、使用者の商品等の購入地および当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第25条（規約の変更、承認）**

1. 当社は、法人会員および使用者に対する事前の予告なく本規約および本規約に附帯する規約を変更することができます。
2. 当社から本規約の変更事項を当社ホームページでの通知その他所定の方法で法人会員および使用者に通知した後、カードを利用した場合または3ヵ月以内に異議を述べない場合は、法人会員および使用者は変更事項を承認したものとみなします。本規約に附帯する規約については当該規約に規定するとおりとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
3. 法人会員または使用者が変更後の本規約および本規約に付帯する規約を承認しない場合には、法人会員または使用者は、カー

ド利用を行う前に、当社所定の手続きによりカードを退会するものとします。

## 第26条（利率の変更）

カードショッピングのリボルビング払いおよび分割払いの手数料率、海外キャッシング（一括）の利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシング（一括）については変更後の利用分から、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

## 第27条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、法人会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

## 第28条（準拠法）

法人会員および使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

## カードショッピング条項

### 第29条（カードショッピング）

1. 使用者は、第8条に定める加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について充分注意するものとします。なお、加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。
2. 使用者は、第8条に定める加盟店において、カードを提示して所定の売上票に署名することにより、カードショッピングにより法人会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもの認められない場合、カードを利用することができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに加盟店に設置されている機器端末へカードおよびICチップ内に記録された情報、暗証番号等を入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等、当社が別に定める手続きに従っていただく場合もあります。
3. カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、法人会員または使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、または売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
4. 使用者は、郵送、ファックス、電話、コンピューター通信、インターネットまたはその他の通信手段によって取引を行う場合、当社または当社の提携クレジットカード会社が特に認めた加盟店においては、カードの提示、売上票への署名に代えて、会員番号、使用者氏名、届出住所等の申込書面への記入、加盟店への告知またはその他の当社所定の方法により当該加盟店との取引の決済手段とすることができます。
5. 使用者は、当社が適当と認めた場合、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは使用者資格の取消・退会等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知の上決済手段の変更手続を行うものとします。当該変更手続を行わなかった場合または当該変更手続に不備があった場合であって、かつ利用代金債権の当社への譲渡手続または立替払いの当社への請求手続がなされた場合には、カード利用があったものとみなします。また使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店に対

し通知する必要があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別のカードへの変更を含むものとします。

6. 法人会員および使用者は、前3項に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。法人会員および使用者は、当社が法人会員および使用者からの委託に基づき、法人会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。
  - (1) 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が法人会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
  - (2) 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権譲渡する場合があること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があること。
  - (3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
  - (4) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
7. カードの利用に際しては、原則として当社の承認が必要となります。この場合、使用者は利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接もしくは提携クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾します。
8. カードの利用による取引上の紛議は法人会員および使用者と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
9. 法人会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カードの利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が加盟店から当社に開示されることを、使用者は、その内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が加盟店から当社に、および加盟店から当社を通じて法人会員に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、法人会員または使用者が当社に対して反対の意思を示した場合を除きます。
10. カードの利用により購入した商品の所有権は、当該カードショッピング代金の完済まで当社にあることを法人会員および使用者は認めるものとします。

### 第30条（カードショッピング代金のお支払い）

1. カードによるカードショッピング利用代金の支払区分は次の通りとします。
  - (1) 使用者は、カード利用の際に、1回払い・2回払い・ボーナス一括払いのいずれかを指定することができるものとします。また、当社が適当と認めた場合、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、前記の支払区分に加え、カード利用の際にリボルビング払いまたは分割払いを指定することができます。なお、使用者の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとします。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、法人会員が希望し、当社が適当と認めた場合は、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、あらかじめカードショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いにすることができるものとします。ただし、この場合においても、使用者がカード利用の際に2回払い・ボーナス一括払い・分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。

(3) 前2号の規定にかかわらず、法人会員は、当社が定める日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合は、当社が別途指定する加盟店でのカード利用分を除き、カード利用の際に指定した支払区分を変更することができるものとします。なお、その場合の手数料・支払金額等については、カード利用の際に変更後の支払区分の指定があったものとして取り扱います。ただし、ボーナス一括払いを変更する場合、原則、申し出た日の前月に利用があったものとして取扱います。

2. 前項の2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払いについては、あらかじめ当社が適当と認めた使用者が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定することができます。
3. 国際提携組織と提携した日本国外の銀行またはクレジットカード会社と契約した加盟店（以下「海外加盟店」という）でカードを利用する場合の支払区分は、原則として1回払いとします。ただし、使用者が希望し、当社が適当と認めた場合、あらかじめリボルビング払いにすることができるものとします。

### 第31条（1回払い、2回払い、ボーナス一括払い）

1. 1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの支払期日および支払金額は次の通りとし、法人会員は第12条の定めにより支払うものとします。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
  - (1) 1回払いを指定した場合、毎月の締切日までのカードショッピング利用代金を翌月の支払期日。
  - (2) 2回払いを指定した場合、毎月の締切日までの1回当りのカードショッピング利用代金を2で除した金額（端数は初回算入）を翌月と翌々月の支払期日。
  - (3) ボーナス一括払いを指定した場合、毎年12月16日から翌年6月15日までのカードショッピング利用代金を8月の支払期日、7月16日から11月15日までのカードショッピング利用代金を翌年1月の支払期日。ただし、ボーナス一括払い販売の取扱期間は加盟店により異なる場合があります。
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記「繰上返済の可否および方法」に定めるとおりとします。

### 第32条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いを指定した場合、法人会員は第12条の定めにより、毎月末日の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、下表の標準コース、短期コースまたは定額コースのうち法人会員があらかじめ指定したコースにより定める弁済金（毎月支払額）を翌月の支払期日に支払うものとします。ただし、下表の毎月支払額は、法人会員が希望し、当社が適当と認めた場合はこの限りではありません。

毎月の締切日時点での残高	翌月の弁済金（毎月支払額）		
	標準コース	短期コース	定額コース
1～100,000円	10,000円	20,000円	2万円以上 1万円単位
100,001～200,000円	20,000円	40,000円	
200,001～300,000円	30,000円	60,000円	
300,001～400,000円	40,000円	80,000円	
以後残高100,000円増加毎に	10,000円増加	20,000円増加	

(※) 利用枠によっては、定額コースの毎月支払額（最低支払額）が3万円以上（1万円単位）となる場合があります。

また、法人会員が希望し、当社が適当と認めた場合、ボーナス支払月に、毎月支払額にボーナス増額弁済金を加算した額を支払うことができます。なお、リボルビング払いを指定した場合、次項に定める手数料を支払うものとし、毎月支払額には手数料を含むものとします。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が毎月支払額に満たないときはその合計額を支払うものとします。

2. リボルビング払いを指定した場合の手数料は、前月の支払期日の翌日から当月の支払期日までの日々の未決済残高に実質年率15.0%の手数料率を乗じて年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

【例】標準コースで、12月1日から12月31日までに50,000円ご利用の場合

◆初回お支払い（1月25日）の内容

(ご利用残高 50,000 円、弁済金 10,000 円)

- ・手数料充当分 (1月1日から1月25日分)・・・50,000円×15.0%×25日÷365日=513円
- ・弁済金のうち、元金充当分・・・10,000円-513円=9,487円
- ・お支払い後残高・・・50,000円-9,487円=40,513円

◆第2回お支払い(2月25日)の内容

(ご利用残高 40,513 円、弁済金 10,000 円)

- ・手数料充当分 (1月26日から2月25日分)・・・40,513円×15.0%×31日÷365日=516円
- ・弁済金のうち、元金充当分・・・10,000円-516円=9,484円
- ・お支払後残高・・・40,513円-9,484円=31,029円

3. 法人会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰り上げて返済することができます。この場合、前項により計算した手数料の調整を行い、清算するものとします。

**第33条 (分割払い)**

1. 会員はカード利用の際に分割払いを指定した場合、均等分割払いまたはボーナス併用分割払いのいずれかを選択するものとします。
2. 分割払いを指定した場合の支払回数、実質年率、利用代金 100 円当りの分割払手数料は下表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24 回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が下表と異なることがあります。

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間 (ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率 (%)	10.25	11.25	11.75	12.25	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75
利用代金 100 円当りの 分割払手数料の額 (円)	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68

3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カードショッピング利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

[例] カードショッピング利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

- ◆分割払手数料  $50,000 \text{円} \times (5.70 \text{円} \div 100 \text{円}) = 2,850 \text{円}$
- ◆支払総額  $50,000 \text{円} + 2,850 \text{円} = 52,850 \text{円}$
- ◆分割支払額  $52,850 \text{円} \div 10 \text{回} = 5,285 \text{円}$

4. ボーナス併用払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の分割支払額に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれかに、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
5. 法人会員は、別途定める方法により分割払いに係る債務を一括して繰上返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、法人会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期日未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

**第34条 (見本・カタログ等と現物の相違)**

使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により申込みをした場合、引渡された物品または提供を受けた役務等(以下物品

および役務等をあわせて「商品等」という)が見本・カタログ等と相違しているときは、使用者は、加盟店に商品等の交換を申し出るかまたは当該売買契約の解除をすることができます。

### 第 35 条 (遅延損害金)

1. 法人会員がショッピングによるカード利用代金の期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日から完済の日まで、分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いに係る支払総額の残金全額に対しては商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した額の遅延損害金を、その他の支払区分に係る利用代金に対しては年 14.6%を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した額の遅延損害金をそれぞれ支払うものとします。
2. 前項の場合を除き、法人会員が、支払期日にカードショッピング代金の支払いを遅延した場合、支払うべき金額に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年 14.6%を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし分割払い、2 回払いおよびボーナス一括払いの場合、支払うべき分割支払額に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

## 海外キャッシング(一括)条項

### 第 36 条 (海外キャッシング(一括)の取引を行う目的・利用方法)

1. 法人会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを目的に当社から現金を借り受けることができます。
  - (1)当社が指定する日本国外の現金自動支払機に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
  - (2)国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名する方法
2. 法人会員は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第 12 条第 2 項にて定める前月末日の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。ただし、ATM等を利用した臨時返済は当社が認めた場合に限り利用できるものとします。
3. 海外キャッシング(一括)の利用可能なATM等および金融機関の範囲ならびに手続の種類については、当社が別途指定するものとします。

### 第 37 条 (海外キャッシング(一括)の借入金のお支払い)

1. 海外キャッシング(一括)の返済方法は元利一括返済、返済回数は1回とし、前月1日から前月末日までのご利用分と借入日の翌日から支払期日までの次項に定める方法で計算した利息とを合計し、当月の支払期日に支払うものとします。
2. 海外キャッシング(一括)の利息は、借入金に対し年 18.0%の割合の利率により年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した金額とします。
3. 海外キャッシング(一括)による現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシング(一括)の借入金元金は、第 12 条の定めにより換算された円貨とします。
4. 法人会員は当社が別途定める方法により、海外キャッシング(一括)の借入金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。

### 第 38 条 (遅延損害金)

海外キャッシング(一括)の借入金について、支払期日に支払いを遅延した場合は、支払うべき元本に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また、期限の利益を喪失した場合は、残債務元本全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年 20.0%を乗じ年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第 39 条 (貸付の契約に係る勧誘)

法人会員は、当社が法人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うことに同意します。

#### 第40条（海外キャッシング（一括）利用時およびお支払い時の書面の交付）

法人会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。

#### <海外キャッシング（一括）の返済方法・回数、利率等>

##### ●返済総額および返済期間・返済回数

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
海外キャッシング（一括）	元利一括返済	25日～55日・1回	実質年率18.0%

※返済総額は、海外キャッシング（一括）利用枠と同額を55日間（年365日）利用したと仮定した場合の返済総額となり、実際の返済期間、返済予定総額は、ご利用内容によって異なります。

※海外キャッシング（一括）ご利用枠の設定が無い場合、海外キャッシング（一括）ご利用枠0万円、返済予定総額0円、返済期間・返済回数0日・0回となります。

##### ●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い・・・ATM手数料（取扱金額1万円以下：110円（税込）、取扱金額1万円超：220円（税込））・再振替等にかかる費用

●法人会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後の行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

#### [ご相談窓口]

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問合せ・ご相談は、下記までご連絡ください。

#### NTTファイナンス株式会社

関東財務局長（12）第00665号

日本貸金業協会会員第005000号

#### NTTファイナンス カードセンター

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1310（ミューザ川崎セントラルタワー13階）

電話 044（520）9200

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-386

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項は NTT ファイナンスビジネスカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。本同意条項の各用語は、別段の定めがある場合を除き、本規約の各用語と同様の意味を有するものとします。

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 使用者または使用者の予定者および法人会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、法人会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って法人会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。  
①申込みまたは届出時に法人会員または使用者等が申込書に記入または使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、法人等の名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、資産、負債等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の過去2年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） ②使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という） ③使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報 ④お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報（通話内容を含む） ⑤当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦官報や電話帳等の公開情報
2. 使用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。 ①当社のクレジットカード関連事業（キャッシングサービス・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）およびリース並びに割賦販売事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ②当社のクレジットカード関連事業およびリースならびに割賦販売事業における市場調査、商品開発 ③当社のクレジットカード関連事業およびリースならびに割賦販売事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等から受託して行う営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
3. 使用者は、法人会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）において、当社が第1項の①から⑦の個人情報を法人会員に提供することに同意します。
4. (1) 使用者等は、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（以下本項において「法」という）に基づき総務大臣が指定した電話リレーサービス提供機関（以下本項において「提供機関」という）を通じて当社と通話をする場合、当社が提供機関に使用者等の個人情報を開示することに予め同意するものとし、提供機関から個人情報が漏洩等した場合であっても、当社に対し一切の責任を問わないものとします。なお、提供機関を通じて当社が知り得た情報も第1項の④の情報に含まれるものとします。  
(2) 当社は、提供機関を通じて使用者等から電話を受けた場合に、提供機関が法に基づき指定された機関であることが確認できないときは、回答をお断りすることができるものとし、使用者等はお断りしたことについて当社に責任を問わないものとします。
5. (1) 当社は、第三者が運営するサービスサイトおよび当社の委託先にて収集された行動履歴情報、購買情報、サービス利用実績（以下総称して「個人関連情報」という）を取得し、当社の保有する使用者の個人データと結びつけて利用するものとします。

(2) 当社は、取得した使用者の個人関連情報を、当社クレジットカードへのポイントの付与に利用します。

(3) 当社は、取得した使用者の個人関連情報を、第2項に定める目的に利用します。

## 第2条 (個人情報の委託・預託)

1. 使用者等は、当社が本規約に関する与信業務の一部を三井住友カード株式会社（以下「SMCC」という）に業務委託し、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報をSMCCが使用することに同意します。
2. 使用者等は、前項のほか、本規約に関する与信業務の一部または全部および債権管理業務を当社の提携先企業等に委託する場合に、当社が個人情報を当該提携先企業に保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報をその委託業務に必要な範囲内で当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することに同意します。
3. 使用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、電算機処理事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項に定める個人情報等をその委託業務に必要な範囲内で当該業務委託先に預託することに同意します。

## 第3条 (利用中止の申し出)

使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申し出は、第7条に記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

## 第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示よう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第7条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）の詳細をお答えします。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

## 第5条 (退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合)

本規約第16条に定める退会の申し出または本規約第17条に定める会員資格・使用者資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 第6条 (規約等に不同意の場合)

当社は、使用者等が入会申込みもしくは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約もしくは本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、入会もしくは使用者となることをお断りする場合があります。ただし、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が使用者となることをお断りすることはありません。

## 第7条 (問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや利用中止のお申し出等は下記のNTTファイナンス カードセンターまでご連絡ください。

<NTTファイナンス カードセンター>

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1310（ミューザ川崎セントラルタワー13階） 電話 044（520）9200

## 第8条 (本同意条項の位置付けおよび変更)

1. 本同意条項はNTTファイナンスビジネスカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（法人会員の名義人（使用者等を含む。以下同じ。））は、次の（1）に規定する暴力団員等もしくは（1）のイからホのいずれかに該当する場合、（2）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告を

したことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明または虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。

- (1) 貴社との取引に際し、現在、①暴力団、②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧前各号の共生者、⑨その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次のイからホのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

イ暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) 自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

## 連帯保証人に関する同意条項

本同意条項は NTT ファイナンスビジネスカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。本同意条項の各用語は、別段の定めがある場合を除き、本規約の各用語と同様の意味を有するものとします。

### 第1条（個人信用情報機関への登録・利用等）

- 連帯保証人は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、連帯保証人等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
- 連帯保証人は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により連帯保証人の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
- 連帯保証人は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関およびそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

#### <登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 <sup>※1</sup>	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 <sup>※2</sup>	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への

登録は入社年月が到来してからとなります。

- ※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）

（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※株式会社シー・アイ・シーおよび上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

4. 当社と連帯保証人等との契約が不成立の場合であっても、連帯保証人等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、本条に定める範囲で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。
6. 連帯保証人等が本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。

（2022年4月1日改定）

## NTT ファイナンスビジネスカード個人事業主特約

法人会員が個人事業主の場合、NTT ファイナンスビジネスカード会員規約（以下「本規約」という）および個人情報の取扱いに関する同意条項（以下「同意条項」という）に加えて、本特約が適用されるものとします。本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。

### 一般条項

#### 第1条（読み替え等）

- 同意条項において「法人会員の代表者または入会申込者の代表者」とあるものは「法人会員または入会申込中の個人事業主」と読み替えるものとします。法人会員または入会申込中の個人事業主を「個人事業主等」といいます。
- 本規約第17条第11項第2号の「法人会員の実質的支配者」は個人事業主本人とします。

#### 第2条（カード利用の一時停止）

当社は、貸金業法に基づき、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、海外キャッシング（一括）の利用を停止することができるものとします。

#### 第3条（個人情報情報機関への登録・利用等）

同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。

- 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人情報情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
- 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
- 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関およびそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 <sup>※1</sup>	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実 <sup>※2</sup>	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。

4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。
6. 個人事業主等が本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。

#### **第4条（利用中止の申出）**

同意条項第3条に関わらず、利用の中止の申出はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除くものとします。

(2022年4月1日改定)